

海南省特定健康診査等実施計画

(第3期計画期間：平成30年度～35年度)



平成30年3月

海南省

【目 次】

第1章 計画策定の概要	1
第1節 背景および趣旨	1
第2節 メタボリックシンドロームに着目する意義	2
第3節 計画の性格	2
第4節 計画の期間	2
第2章 特定健康診査・特定保健指導の状況	3
第1節 特定健康診査の実施状況	3
(1) 受診率目標値の達成状況	3
(2) 男女別、年齢別の受診率	4
(3) 未受診の理由	4
第2節 特定保健指導の実施状況	4
第3節 まとめ	6
第3章 達成しようとする目標	7
(1) 特定健康診査の目標値	7
(2) 特定保健指導の目標値	7
第4章 特定健康診査等の対象者数	8
(1) 特定健康診査の対象者数および想定実施者数	8
(2) 特定保健指導の対象者数および想定実施者数目標値	8
第5章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法	9
第1節 特定健康診査	9
(1) 実施場所	9
(2) 実施項目	9
(3) 実施時期	10
(4) 委託の有無	11
(5) 周知・案内方法	11
① 健診の実施	11
② 受診勧奨	11
③ 健診結果	11
(6) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法	11
(7) 受診券	11
(8) 年間スケジュール	11
① 年度当初	11

②	年度前半	11
③	年度後半	11
第2節	特定保健指導	12
(1)	実施場所	12
(2)	実施項目	12
(3)	実施時期	14
(4)	委託の有無	14
(5)	周知・案内方法	14
(6)	利用券	14
(7)	年間スケジュール	14
第6章	個人情報の保護	15
第7章	計画の公表・周知	16
第8章	計画の評価および見直し	16
第9章	特定健康診査等実施計画に関するその他必要な事項	16

第1章 計画策定の概要

第1節 背景および趣旨

我が国は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

こうしたなか、国は、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、平成20年度から保険者に40歳以上75歳未満の被保険者に対する特定健康診査^{※1}および特定保健指導^{※2}（以下「特定健康診査等」という。）を導入しました。

本市においても、平成20年3月に、特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施およびその成果に関する具体的な目標等を定めた「海南市特定健康診査等実施計画」（第1期計画 計画期間：平成20年度～24年度 第2期計画：平成25年度～29年度）を策定し、事業を実施してきたところであります。

本計画は、第2期における特定健康診査および特定保健指導の実施結果等を踏まえ、新たに「第3期海南市特定健康診査等実施計画」を策定するものであります。

※1 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

※2 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

第2節 メタボリックシンドロームに着目する意義

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、この結果、被保険者の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の適正化を図ることが可能となります。

第3節 計画の性格

本計画は、法第19条の規定に基づき、保険者である海南市が策定する計画です。

計画策定にあたっては、「第2次海南市総合計画後期計画」、「海南市健康増進計画」および「第3次和歌山県医療費適正化計画（仮称）」等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとします。

第4節 計画の期間

本計画は、6年間で1期とし、「第3期海南市特定健康診査等実施計画」は、平成30年度から平成35年度までを計画期間とし、必要に応じて期間の途中で見直しを行います。

第2章 特定健康診査・特定保健指導の状況

特定健康診査では、対象者の受診機会をできる限り確保するため、個別方式と集団方式のいずれも実施するとともに、がん検診や脳検査と同時に受診する人間ドックおよび脳ドック事業を実施してきました。また、健診費用では自己負担の無料化を図り、健診項目では国の基準以上にするなど、健診内容の充実を図ってきました。

特定保健指導では、特定健康診査の結果により保健指導の対象者となった方に、個々の希望に合わせ、受講しやすい保健指導を実施し、生活習慣病の予防に取り組みました。

第1節 特定健康診査の実施状況

(1) 受診率目標値の達成状況

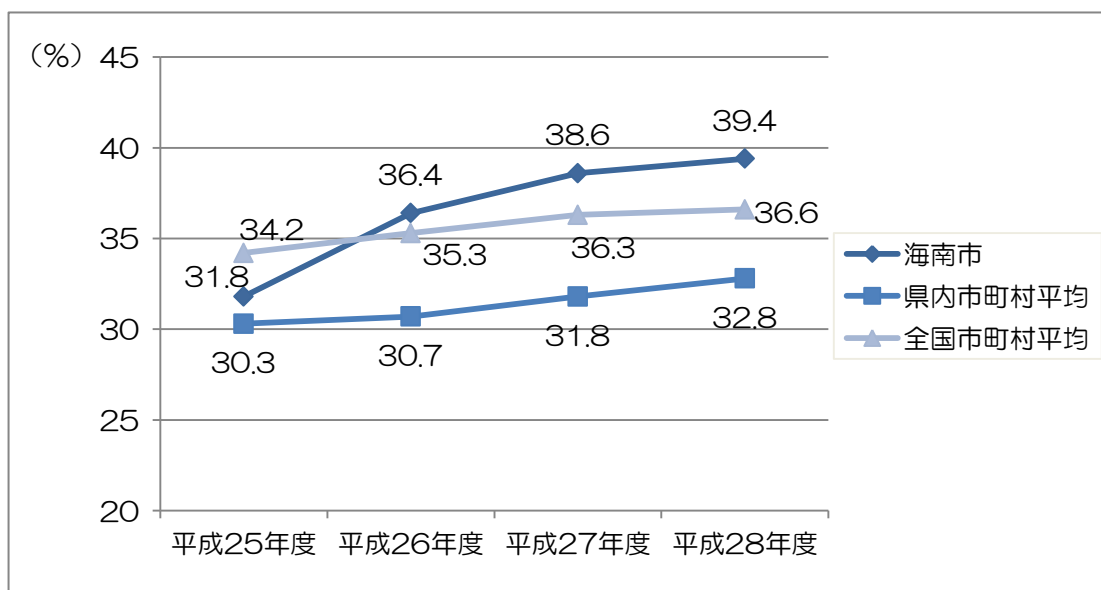
本市の受診率は年々上昇傾向にあり、平成28年度には39.4%となり、県内市町村平均受診率32.8%を6.6ポイント上回る結果となりました。しかしながら、いずれの年度においても第2期計画で定めた目標値を下回りました。

◆特定健康診査の受診率

	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B)/(A)	目標値
平成25年度	11,416人	3,630人	31.8%	36%
平成26年度	11,416人	4,160人	36.4%	42%
平成27年度	11,065人	4,272人	38.6%	48%
平成28年度	10,550人	4,161人	39.4%	54%

※目標値は国の参酌基準をもとに第2期計画で定めた数値

◆特定健康診査受診率の推移

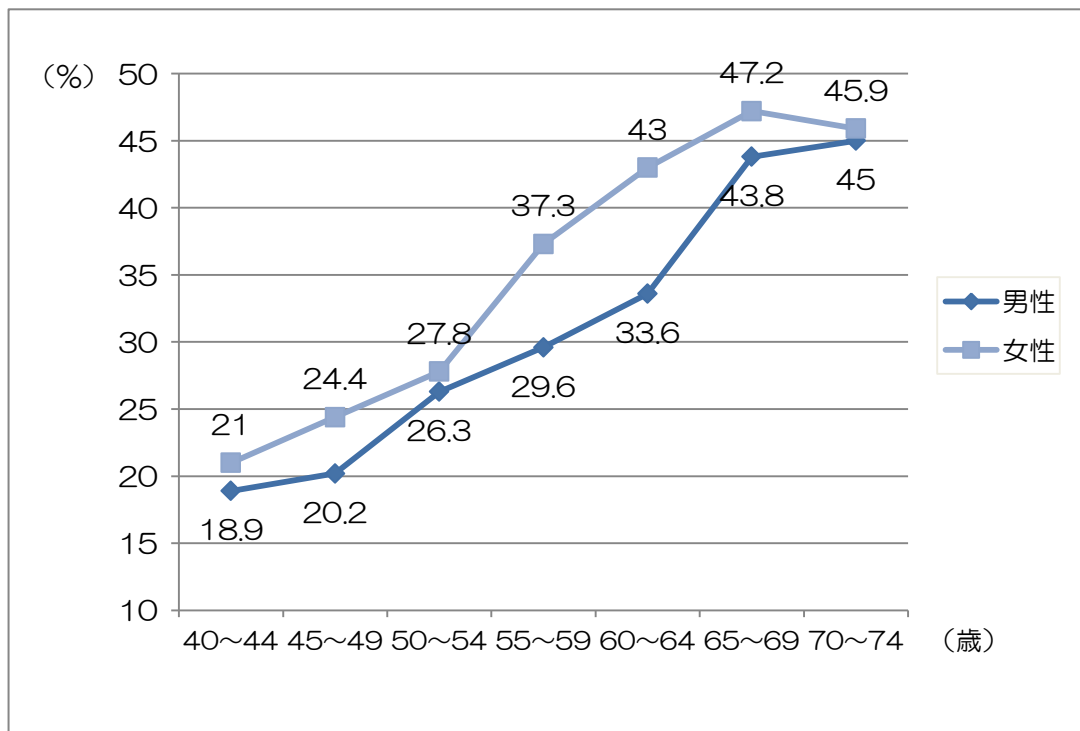


資料：法定報告値（平成28年度のみ速報値）

(2) 男女別、年齢別の受診率

男女別、年齢別の受診率については、すべての年代で女性の受診率が男性の受診率を上回っています。また、男性、女性とも40歳から49歳の受診率が低く、年代が上がるほど受診率が高くなる傾向があります。

◆男女別・年齢階層別受診率



資料：法定報告値（平成28年度のみ速報値）

(3) 未受診の理由

平成28年度に実施した特定健診受診勧奨業務において、電話勧奨時に同年度の特定健康診査を「受診していない」と回答した人の未受診理由は「治療中・かかりつけ医がいる」が最も多く、次いで「会社の健診やドックを受けている」「仕事や家事で忙しい」「健康に自信がある」「受診が面倒」の順となっております。

第2節 特定保健指導の実施状況

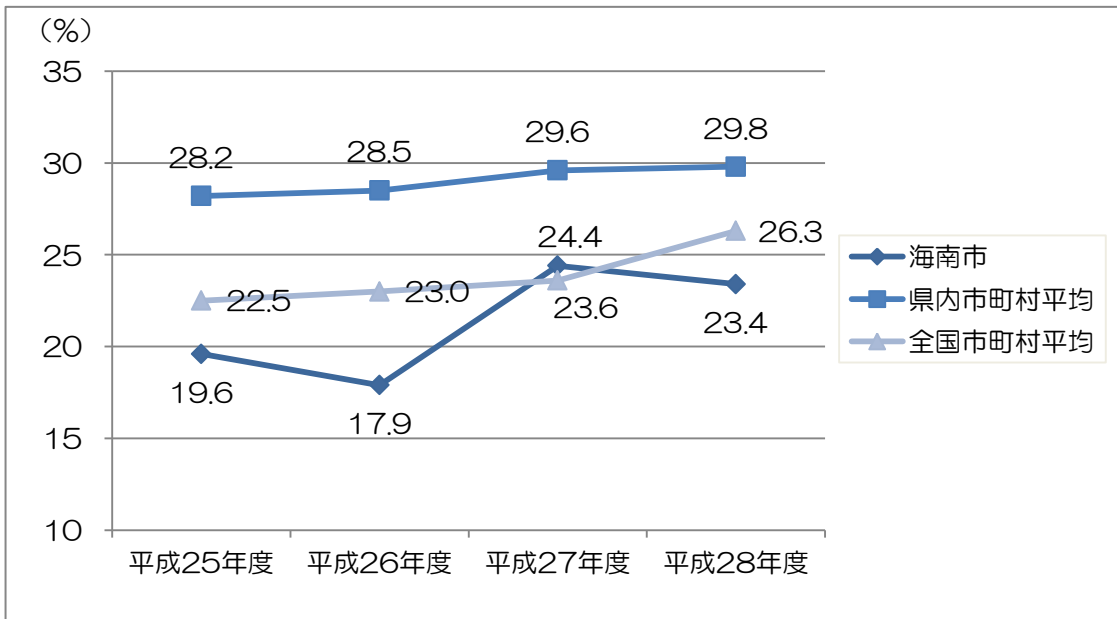
本市の実施率は、いずれの年度とも目標値と大きな差がある状況であり、第2期計画で定めた目標値を下回りました。また、性別、年齢階層別でみた場合、特に男性の利用率が低い状況となっております。

◆特定保健指導の実施率

	対象者数 (A)	終了者数 (B)	実施率 (B)/(A)	目標値
平成25年度	316人	62人	19.6%	28%
平成26年度	358人	64人	17.9%	36%
平成27年度	402人	98人	24.4%	44%
平成28年度	402人	94人	23.4%	52%

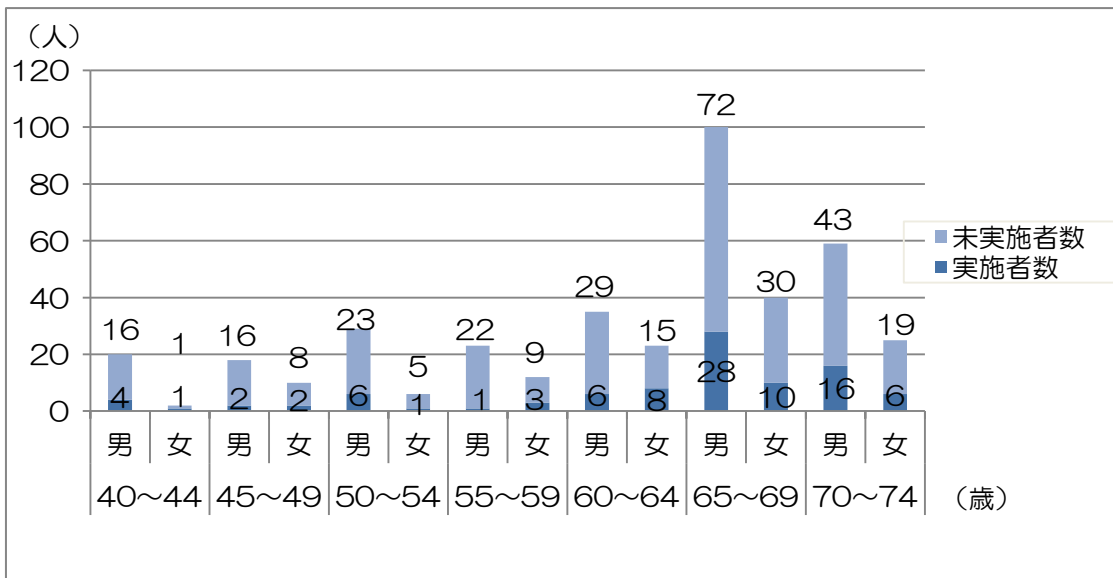
※目標値は、国の参酌基準をもとに第2期計画で定めた数値

◆特定保健指導実施率の推移



資料：法定報告値（平成28年度のみ速報値）

◆平成28年度特定保健指導対象者の年齢・性別状況



資料：法定報告値（平成28年度のみ速報値）

第3節 まとめ

特定健康診査の受診率は、県内市町村平均を上回っており年々上昇傾向にありますが、目標値を達成することはできませんでした。過去の実施状況からは、若年層の受診率が低い傾向にあることから、これらの受診率向上を重点課題とし、対策を講じており、今後も引き続き取り組む必要があります。

そして、受診者が自身の健診結果を把握し、将来治療が必要な疾病にならないよう自己管理していくこと、また、健診結果によっては早期に受診し、適切な医療を受けることで、重篤な疾病にならないようにすることも重要です。

特定保健指導については、今後も引き続き健診結果や利用者に応じた効果的な保健指導を行うとともに、自身による生活習慣の改善を支援することで、特定保健指導終了後においても自己管理できるよう支援していくことが重要です。

以上のことから、第3期計画では、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群を減少させ、疾病の予防と早期発見、医療費適正化を図るため、次に掲げる事項を重点施策に位置づけ、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上に取り組めます。

重点施策

○特定健康診査

未受診者への積極的受診勧奨

地区組織や医療機関との連携による趣旨普及の徹底

○特定保健指導

未実施者への積極的利用勧奨

利用のニーズに合わせた体制整備

第3章 達成しようとする目標

基本指針における達成しようとする目標値は、市町村国保は特定健診受診率60%、特定保健指導利用率60%となっていますが、保険者が実情分析を行い、最大限の努力により達成できる目標設定であることとされています。本市では第2期計画の実施状況データの分析結果および県全体の受診率等を踏まえ目標値を設定します。

(1) 特定健康診査の目標値

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査受診率の目標値は、平成35年度に45%を達成するよう下表のとおり設定します。

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
受診率目標	40.4%	41.3%	42.2%	43.2%	44.1%	45.0%

(2) 特定保健指導の目標値

平成30年度から平成35年度までの特定保健指導利用率の目標値は、平成35年度に30%を達成するよう下表のとおり設定します。

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
利用率目標	24.5%	25.6%	26.7%	27.8%	28.9%	30.0%

第4章 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数および想定実施者数

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
対象者数 (見込み)	10,633人	10,074人	9,580人	9,271人	8,758人	7,923人
想定受診者数	4,296人	4,161人	4,043人	4,005人	3,862人	3,565人

- 対象者数(見込み)は平成29年12月末時点の被保険者数等をもとに推計
- 想定受診者数は、対象者数に「第2章 達成しようとする目標」により定めた受診率を乗じて算出

(2) 特定保健指導の対象者数および想定実施者数

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
対象者数 (見込み)	391人	378人	368人	364人	351人	324人
想定利用者数	93人	97人	98人	101人	101人	97人

- 対象者数(見込み)は上記(1)特定健診の想定受診者数に9.1% (平成25年度から平成28年度特定健診受診者のうち特定保健指導の対象になった割合の平均値)を乗じて算出
- 想定受診者数は、対象者数に「第2章 達成しようとする目標」により定めた利用率を乗じて算出

第5章 特定健康診査および特定保健指導の実施方法

第1節 特定健康診査

(1) 実施場所

本市の保健福祉センター、住民センターおよび協力医療機関等で実施します。

(2) 実施項目

① 基本的な健康診査項目

「特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準」の第1条第1項第1号から第9号に基づき、下表の項目は全ての受診者に必須とします。

項目	内容
問診(既往歴の調査)	服薬歴・既往歴・生活習慣等(質問票による)
自覚症状および他覚症状の有無の検査	理学的検査(身体診察)
身体計測	身長、体重、腹囲およびBMIの測定
血圧測定	収縮期血圧および拡張期血圧
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
血液検査(血中脂質検査)	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
血糖検査	ヘモグロビンA1c、空腹時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白

② 詳細な健康診査項目

「特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準」の第1条第1項第10号に基づき、下表の項目は、医師の判断による詳細な健康診査項目として実施します。

項目	実施基準				
貧血検査	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者 (ヘマトクリット値、血色素量および赤血球数の測定)				
心電図検査	当該年度の特定健診の結果において、血圧が以下の基準に該当した者 または問診等で不整脈が疑われる者 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上		
血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上				
眼底検査	当該年度の特定健診の結果において、血圧または血糖が以下の基準に 該当した者。なお当該年度の特定健康診査の結果において血糖検査の 結果が確認できない場合は、前年度の結果で判定する <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上	血糖	空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上
血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上				
血糖	空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上				
血清クレアチニン検査 (eGFRによる腎機能の 評価を含む)	当該年度の特定健診の結果において、血圧または血糖が以下の基準に 該当した者。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上	血糖	空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上
血圧	収縮期血圧 140 mm Hg 以上または拡張期 90 mm Hg 以上				
血糖	空腹時血糖が 126mg/dl 以上またはHbA1cが 6.5%以上				

③ 上乘せの健康診査項目

下表の項目は、上乘せの健康診査項目（市による付加項目）として、すべての受診者に実施します。なお、貧血検査・心電図検査・血清クレアチニン検査において、詳細な健康診査項目の基準に該当しない場合は、上乘せの健康診査項目として取り扱います。

項目	内容
生化学検査	血清尿酸

(3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、原則、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(4) 委託の有無

業務の委託については、国の基準に基づき、集団健診は健診機関等に、個別健診は協力医療機関等に委託することにより実施します。

(5) 周知・案内方法

① 健診の実施

個人ごとに特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）および協力医療機関一覧と受診方法等を記載した受診案内を送付するとともに、周知の徹底を図るため、広報かいなんおよび市ホームページ等に関連情報を掲載します。

また、本市が実施する健康関連イベント等の機会を捉え、健診の必要性等について意識啓発を図ります。

② 受診勧奨

未受診者に対し、通知や電話等による受診勧奨を実施します。その際、対象者の状況に応じて効果的・効率的に実施していきます。

③ 健診結果

特定健康診査の結果は、原則として医師が対面にて説明を行い、検査値の意味および生活習慣病のリスク等に関する丁寧でわかりやすい情報提供や、基準値を超える場合の受診勧奨等を実施します。

(6) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

海南省国保の被保険者で、労働安全衛生法に基づく事業主健康診査および人間ドックを受診した方には、海南省国保に受診結果を提供してもらえるよう周知を図っていくものとします。

(7) 受診券

特定健康診査の受診券の発券・送付は、前年度末に一括して行うものとします。様式は、対象者にわかりやすい内容となるよう定めます。

(8) 年間スケジュール

① 年度当初

受診券および受診案内を発送するとともに、健診の周知・啓発を行います。

② 年度前半

未受診者対策として受診勧奨を行うとともに、前年度の実施結果の検証および評価を行い、次年度の事業計画の検討を行います。

③ 年度後半

評価や事業計画を受け、次年度の委託契約の設定準備・予算組み等を行います。

第2節 特定保健指導

(1) 実施場所

本市の市役所庁舎内、保健福祉センター、住民センターおよび協力医療機関等で実施します。

(2) 実施項目

① 対象者の抽出

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導を実施の対象者の抽出（階層化）を行う。

【参考】特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク（※1）	喫煙歴	対象（※3）	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳（※2）
≥ 85 cm （男性） ≥ 90 cm （女性）	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	あり	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	なし		
	1つ該当			

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」より引用

※1：追加リスクの基準（保健指導判定値）

- ①血糖：空腹時血糖100mg/dl以上またはヘモグロビンA1c（NGSP値）5.6%以上
- ②脂質：中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧：収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上

※2：65歳以上は全て動機づけ支援対象者となる

※3：健診の質問票で、糖尿病・高血圧症・脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は対象者から除く

② 動機づけ支援

【基準・根拠】

- ・特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準（第7条）
- ・特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（3-2）
- ・標準的な健診・保健指導プログラム（第3章3-3）

【保険者として設定・選択した内容（主なもの）】

支援回数 ・ 支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・初回面接による支援1回とする ・初回面接は、1人20分以上の個別面接とする（グループ支援および遠隔面接を実施することも可とする） ・原則として初回面接から評価までの間の継続的な支援は実施しない。ただし、対象者の状況等の必要に応じて、通信（電話、手紙等）による支援を行う。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画作成の日から3～6か月経過後に実施する。

【特に留意する事項】

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的支援に比べ、メタボリックシンドロームや生活習慣病のリスクが低いことも踏まえ、状態の悪化を予防する必要性や生活習慣改善のメリット等を中心に、わかりやすく支援する。
------	--

③ 積極的支援

【基準・根拠】

- ・特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準（第8条）
- ・特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（3-3）
- ・標準的な健診・保健指導プログラム（第3章3-3）

【保険者として設定・選択した内容（主なもの）】

支援回数 ・ 支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・初回面接による支援を1回実施し、その後、6か月間の継続的な支援を実施することを基本とする。 ・指導効果を最大限に引き出すため、初回面接は、1人20分以上の個別面接とする（グループ支援および遠隔面接を実施することも可とする）。 ・継続的な支援は、国の基準（支援ポイント180ポイント）を満たす支援内容を提供する。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画作成の日から6か月経過後に実施する。ただし、継続的な支援を180ポイント以上実施した場合は、行動計画の策定の日から3か月以上経過後に評価をすることができる。

【特に留意する事項】

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が自身の健康状態（メタボリックシンドロームや生活習慣病リスクが高いこと）を理解し、具体的で実践的な行動目標を設定し、自主的な生活習慣改善の取組を継続できるような支援を行う。
------	--

(3) 実施時期

特定保健指導は、年間を通じて実施します。

なお、保健指導の利用を促進するため、対象者の状況に応じ、休日等にも実施するものとします。

(4) 委託の有無

業務の委託については、国の基準に基づき、特定保健指導業務受託機関への委託または市が直接実施します。

(5) 周知・案内方法

特定保健指導の対象者には、医療機関における利用勧奨および電話や個別訪問等による利用勧奨を行うとともに、広報かいなんおよび市ホームページ等において周知します。

(6) 利用券

特定保健指導の利用券は、実施機関と予め協議した上で利用勧奨通知に替えるものとし、交付を省略します。

(7) 年間スケジュール

年間を通じて特定保健指導の対象者に利用勧奨を行い、随時実施します。

第6章 個人情報の保護

【記録の保存方法】

特定健康診査および特定保健指導の実施結果データ等の管理業務は、和歌山県国民健康保険団体連合会に委託します。特定健康診査および特定保健指導の実施結果データ等は、同会が運用する電算システムのサーバー機器の設置場所において保管します。

【管理体制および規定】

- ① 特定健康診査および特定保健指導の実施結果等は、和歌山県国民健康保険団体連合会が定める情報セキュリティポリシーおよびそれに基づく諸規定に基づき、適正に管理する。
- ② 特定健康診査および特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を踏まえた対応を行うとともに、「海南市個人情報保護条例」等の関係法令を遵守します。
- ③ 特定健康診査等を受託した事業者についても同様の取り扱いをするとともに、業務によって知り得た情報については守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。
さらに、個人情報の管理（書類の紛失・盗難等）にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知を図ります。
- ④ 特定健康診査および特定保健指導の実施結果等の保存年限は5年間とし、保存年限を超えた記録は消去します。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、法第19条第3項の規定に基づき、広報かいなんおよび市ホームページに掲載するとともに、自治会、医師会、各種関係団体等との連携を図り、特定健康診査等の趣旨普及に取り組みます。

第8章 計画の評価及び見直し

本計画に基づき実施する特定健康診査等の評価項目は、特定健康診査等の実施率やメタボリックシンドローム該当者・予備群の人数のほか、生活習慣病関連の医療費の推移等について行い、その結果を海南市国民健康保険運営協議会に報告します。

また、本計画に定める目標や実施方法等を変更する必要がある場合には、速やかに見直しを行い、広報かいなんおよび市ホームページ等を通じてお知らせします。

第9章 特定健康診査等実施計画に関するその他必要な事項

特定健康診査は、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）や肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制とします。

海南市特定健康診査等実施計画

(第3期計画期間：平成30年度～35年度)

発行日 平成30年3月
発行 海南市
編集 くらし部 保険年金課
くらし部 健康課

〒642-8501

和歌山県海南市南赤坂11番地

電話 073-483-8404

073-483-8441

ファックス 073-483-8449

073-483-8429

電子メール hoken@city.kainan.lg.jp

kenko@city.kainan.lg.jp